

新潟市歴史的な人権関係資料取扱検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 歴史的な人権関係資料の取扱方針を検討するため、新潟市歴史的な人権関係資料取扱検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、広聴相談課長、歴史文化課長、生涯学習推進課長、学校支援課長、中央公民館長及び中央図書館長並びに歴史博物館長で組織する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、歴史文化課長が招集する。

2 委員会の会議は、歴史文化課長が総理する。

3 委員会の会議には、必要の都度、関係職員及び学識経験者の出席を求め、意見又は助言を得るものとする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、歴史文化課において行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で協議して定める。

附則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年4月1日から施行する。